

【資料編】

VI 在日米軍に係る事件・事故等

資料 73

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

- 第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者（以下「連絡者等という。」）を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。
- 2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。
- 3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

(現地連絡所等の設置)

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し改正するものとする。

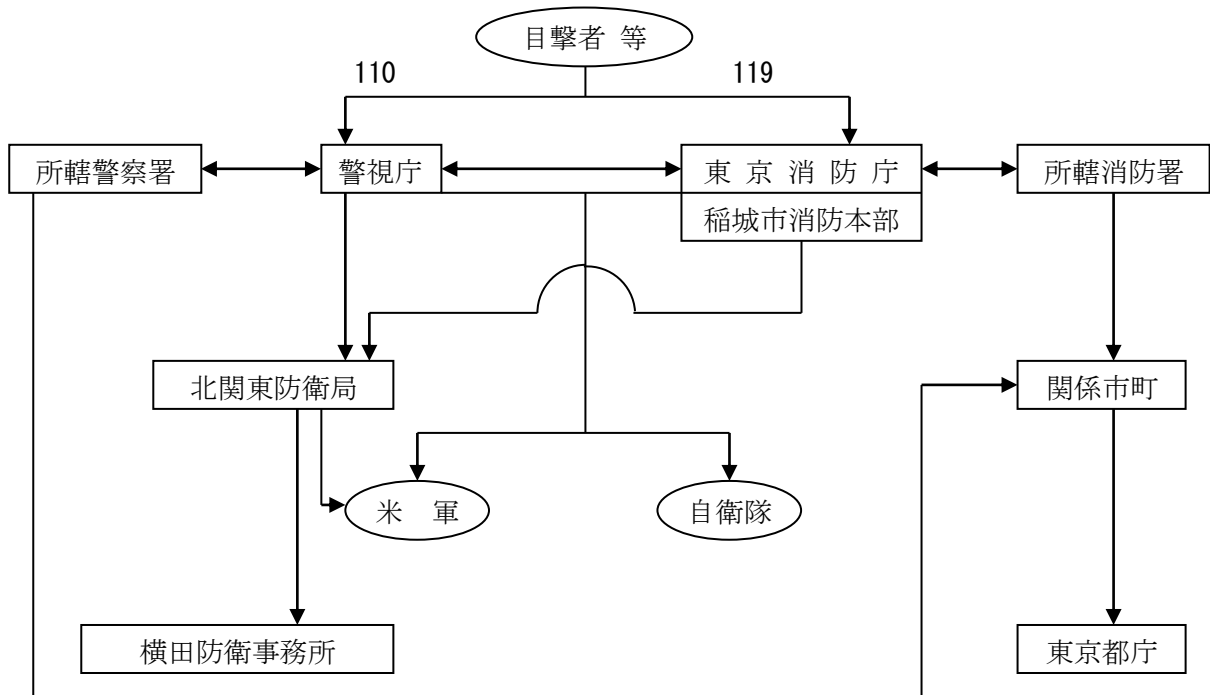
- 附則 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、昭和62年6月26日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成2年7月20日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成19年9月3日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(別表1・3省略)

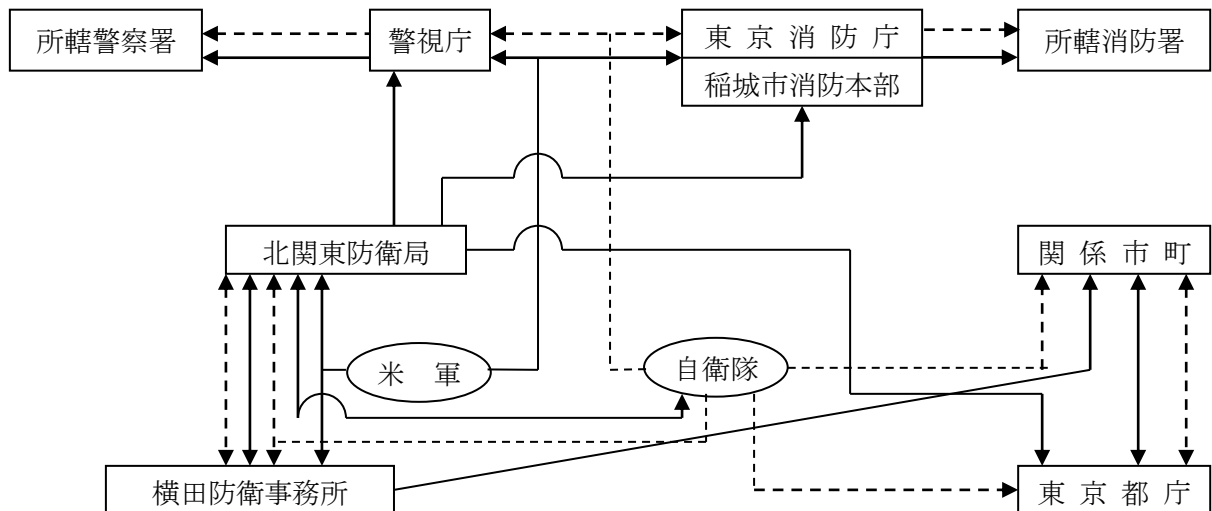
別表2

航空事故通報経路図

1 目撃者からの通報経路



2 米軍又は自衛隊からの通報経路



凡 例	
—	米軍航空事故等に係る通報経路
----	自衛隊航空事故等に係る通報経路

資料 74

日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での
合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

平成17年4月1日：策定

令和元年7月25日：改定

1. 目的

日本国内で、合衆国軍隊が使用する施設・区域（以下「米軍施設・区域」という。）の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、日本国政府及び都道府県その他の地方当局のすべての機関及び職員に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域のすべての合衆国軍隊部隊並びに日米地位協定第1条及び第14条に規定するすべての者に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域外での合衆国軍用航空機事故の調査に関する管轄権又は責任に係る既存の日米合同委員会合意に影響を与えない。

3. 一般的方針

航空機は、意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない場合がある。このような場合、特に、航空機が墜落した場合又は負傷者を伴う場合には、すべての関係する機関が、関連の規則と役割を理解していることが必要である。被害者の救助に関係する地方の機関又は当局の間では、相互の緊密な連携及び調整が不可欠である。合衆国軍用航空機が着陸を余儀なくされた場合には、本ガイドラインの4(1)に規定する日本国の当局への通報が行われるとともに、時宜により本ガイドラインに規定する他の必要な手続がとられる。

(1) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合には、日本国政府の職員又は他の権限ある者からの事前の承認なくして、合衆国軍隊の然るべき代表者は、必要な救助・復旧作業を行う又は合衆国財産を保護するために、当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。ただし、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、墜落現場又は余儀なくされた着陸の

現場において、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行う。

(2) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、事故現場を行政上管轄する地方当局は、救助、応急医療、避難、消火及び警察の業務を含む必要な業務を適宜行う。

4. 手続

(1) 通報

現地レベルでは、日米間の双方向の通報制度が活用され、これによって、米軍施設・区域と、地方防衛局、警察及び消防、並びに日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁との間で、米軍施設・区域外での航空機の墜落又は余儀なくされた着陸に関する緊急情報を交換することが可能となる。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、連絡担当者の電話番号を含む関連情報を定期的に更新することによって、通報の実効性の確保に努める。事故への対応に関係する場合は、次の情報が判明し次第提供される。

(イ) 航空機の種類及び乗員数

(ロ) 事故の場所（詳細な情報がしばしば現地の住民から提供される。）

(ハ) 搭載燃料の概算量

(ニ) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報（特に、有害物質に係る情報は、事故発生後、可能な限り速やかに日本国の当局に提供される。）

(ホ) 被害者の数、国籍及び状態

(ヘ) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(2) 航空機が米軍施設・区域の外に着陸した場合、責任を有する職員は以下のとおりである。

(イ) 日本国政府

警察業務について、現地警察署長若しくは現地警察署長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。消火及び救助活動について、現地消防本部の消防長若しくは消防長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海

上保安庁の代表者。

(v) 合衆国軍隊

以下の者のうち、現地への到着順とする。

(a) 墜落機又は着陸を余儀なくされた航空機に搭乗していた指揮官又は幹部であって、職務の遂行が不能となっていない者。

(b) 緊急対応を担当する合衆国軍隊の要員又は米側の消防幹部（初動の現場指揮官として指名された場合）

(c) 初動の対応が終了し、調査チームが組織された後にあっては、合衆国軍隊航空機事故調査官

(3) それぞれの責任を有する職員は、他方の国の責任を有する職員に対し、可能な限り早い時点で、自らの身分を知らせる。

(4) 救助活動

乗務員、乗客及び地上で負傷した人の救助が最重要であることから、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員は、医療要員並びに消防及び救助の装備及び要員が事故現場に直ちに立ち入ることを許可する。

(5) 事故現場への立入制限

立入りが制限されるべき事故現場の区域及び立入制限の期間に関して、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員の間で、共通の理解に到達する。このような共通の決定に至るに当たっては、次の要件が考慮される。

(i) 死傷者の移送

(ii) 消防その他の安全のためにとられる措置

(h) 二次災害をもたらす有害物質の確認、及び、当該物質が存在する場合には、観測を円滑にし、汚染の拡大を防止するための汚染管理能力の確立

(ii) 機密の装備又は資材に係る機密漏洩防止

(h) 航空機事故調査及び請求調査のための証拠保全

(h) 見物人等の整理

(t) 合衆国の財産及び他の公有又は私有の財産の保護の確保

(f) 公衆及び合衆国軍隊の利益に最大限かなうこと

(r) 上記(ii)、(h)及び(t)の要件が満たされた後、可能な限り早期に残骸を撤去すること。機体の残骸の除去がその下にある財産の状態に重大かつ悪い影響を与える可能性がある場合には、合衆国軍隊は、状況により他の対応が必要

な場合を除き、地方防衛局経由で土地所有者と調整を行う。

(x) 状況を考慮しつつ、また、常識的な原則を用いて、事故現場を可能な限り小さく設定し、かつ、制限の期間を可能な限り短くすること

(6) 事故現場の立入規制

最初に救助に対応する組織は、当初、現場への立入規制を行い、救助及び消火活動と両立可能な範囲で、事故調査チームが任務を果たすことが可能となるよう事故現場の保全を行う。現場管理・立入規制は、通常二つの規制線を伴う。第一は、安全性の観点から立ち入るべきではない距離に従って決定される、事故現場至近周辺の「内周規制線」であり、第二は、見物人の安全を確保し、かつ、円滑な交通の流れを促進するために設けられる「外周規制線」である（内周規制線の内側の区域を制限区域、外周規制線の内側の区域を規制区域という。）。日本国の法執行当局は、現場に到着次第、外周規制線を設定し、立入規制の責任を負う。内周規制線には、特別の場合を除き、日米共同で人員が配置される。内周規制線の制限区域への立入りは、合衆国及び日本国の責任を有する職員の相互の同意に基づき行われる。合衆国側は、全ての残骸、部分品、部品及び残渣物に対して、管理を保持し、資格を有する者のみに合衆国の機密の装備又は資材へのアクセスが付与されることを確保する責任を有する。

(i) 内周規制線には、制限区域への立入りを取り扱うため、立入規制点（Entry Control Point；以下「ECP」という。）が一カ所設けられる。その他の地点からの制限区域への立入りは認められない。内周規制線に配置されるすべての人員は、ECPの場所につき説明を受け、ECP以外の地点で立入りを要請してきた者に対し、ECP に赴きそれぞれ日本国政府又は合衆国の責任を有する職員と連絡をとるよう案内する。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、ECP に配置され、立入要請の処理及び調整を行う。立入規制の責任については以下のとおりとする。

(v) 合衆国及び日本国の当局は、上記4.（6）に従って、立ち入り規制の任務の遂行にあたって緊密に調整する。一般的に、内周規制線/制限区域への立入りは、立入りを明らかに必要とし、責任を有するものに限定される。上記4.

（5）で記載された要件に関連して迅速かつ早期の立入り

が行われ、有害物質の観測を含む事故現場における影響の軽減、航空機事故調査、又は請求調査に関連した責任を有する合衆国政府と日本政府の確認された代表者が優先される。合衆国軍隊関係者以外の者の立入り許可のための要請は、日本国の責任を有する職員又はその代理に付託され、合衆国軍隊関係者による要請は、合衆国の責任を有する職員又はその代理に付託される。立入りを要請する日本国又は合衆国の者は、可能な場合には、その者の属する国の政府の職員から当該要請の諾否を通知される。

(ハ)現場警備のため配属される合衆国軍隊の要員は、制限区域の範囲、見物人等への対応に当たっての外交的配慮と臨機応変な対応の必要性、立入要請を行う合衆国軍隊関係者が要請を付託すべき合衆国軍隊の職員の氏名及び配置場所、並びに立入要請を行う合衆国軍隊関係者以外の者が要請を付託すべき日本国政府の職員の氏名及び配置場所について、徹底した説明を受ける。この説明においては、日本国政府の当局が合衆国軍隊関係者以外のすべての者を規制する責任を有すること、及びそのような日本国政府の職員を通じて業務を行うことの重要性が強調される。

(ニ)合衆国の当局、日本国政府の当局、又は地方当局が環境調査を実施する場合、その結果は日米合同委員会の枠組みにおいて、合衆国政府と日本国政府の間で共有される。

(7)見物人等の整理

(イ)日本国の警察又は海上保安庁の職員は、事故現場又はその近傍にいる見物人等を整理する。これらの日本国政府の当局が到着するまでの間は、合衆国軍隊の要員が、その権限の範囲内で、当該見物人等を整理することができる。

(ロ)日本国の警察又は海上保安庁の職員がいる場合、合衆国軍隊の要員は、要請があるときは、見物人等の整理につき、これらの日本国政府の職員を支援することができる。

(ハ)合衆国の当局から日本国の当局に対して写真が撮影されないよう要請がある場合は、日本国の当局は、現場の写真撮影（ビデオ撮影を含む）を行おうとする報道関係者その他の者に対し事情の説明を行った上で、いかなる強制手段も用いることなく（ただし、日本国の法律によって認められる場合は、この限りでない。）、撮影の中止に係る合衆国の当局の要請を伝達する。

5. 広報

報道関係者と政府職員との間の効果的な連絡を確立することは、これらの種類の事故の際に極めて重要である。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、記者説明、対外公表等の実施に当たって調整する。この調整には、取材場所や共同情報掲示板の設定その他同様の活動が含まれ得る。

6. 訓練及び会合

合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、事故の際に迅速かつ的確に本ガイドラインを実施するため、定期的に訓練を行う。合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、相互の連絡を保つため、少なくとも年一回会合を持つ。詳細は現地レベルで調整される。

資料 75

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続(外務省仮訳)

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げたとおりであるが、これらに限られない。
これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。
 - (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
 - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
 - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
 - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
 - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
 - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
 - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
 - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を

与える可能性がある事件・事故。

- (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。
- (2) 上記2、(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

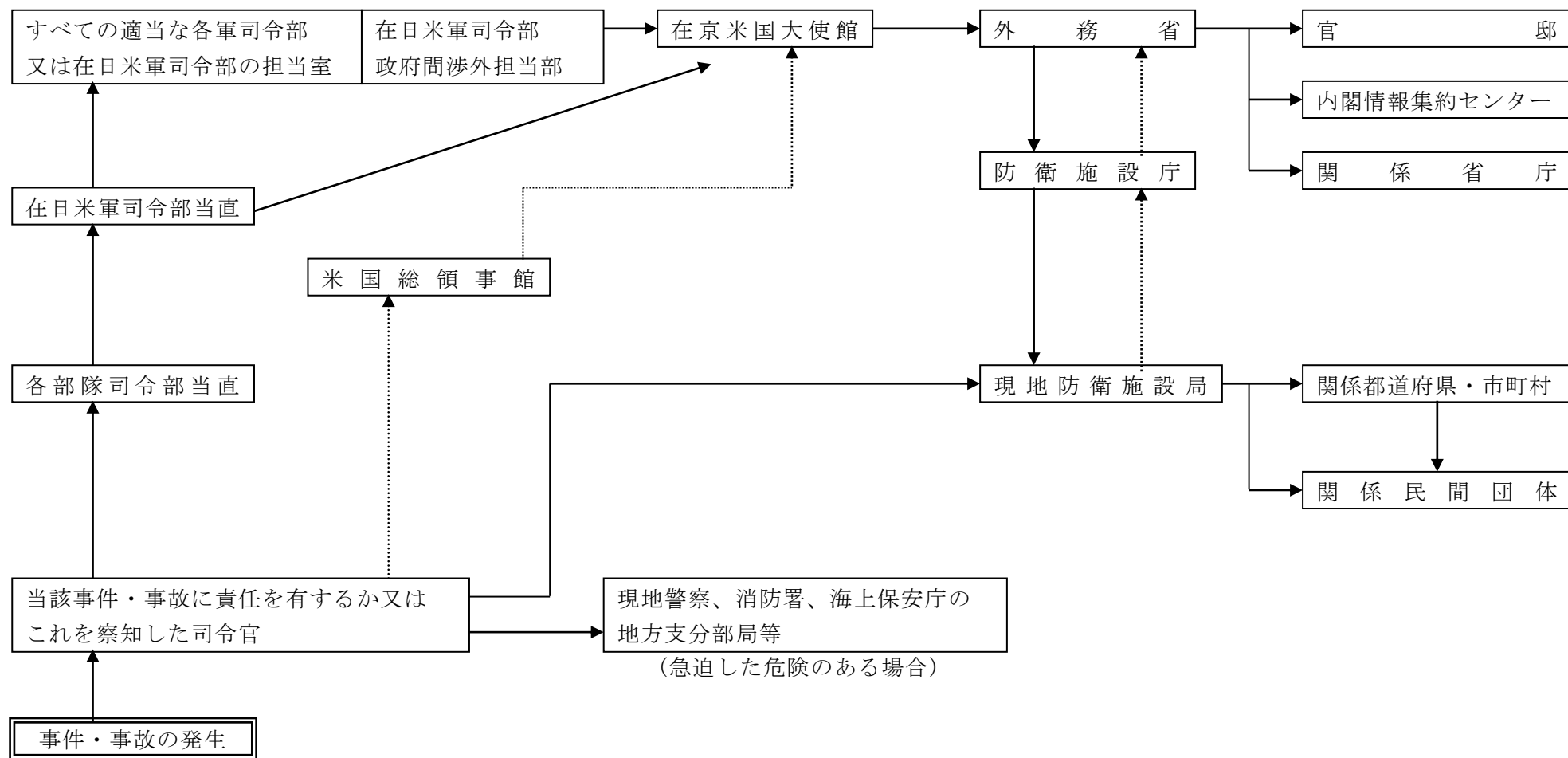
- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙1に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通FAX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じAWGONにおいて見直される。

(了)

(別紙1) 通 報 経 路 (沖縄を除く)



* 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

** 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

(外務省ホームページより)

資料76

横田基地所属機及び東京周辺での主な米軍機事故等一覧表

事故発生年月日	機 種	事 故 内 容
昭和 40 年 2 月 2 日	T 33	入間市へ墜落
2 月 16 日	F 105	青梅市内の山林、農地へ墜落、農地4ヘクタールが被害
5 月 5 日	F 105	相模原市内へ墜落、死者2名、負傷者8名、家屋損害4戸
42 年 2 月 1 日	F 105	府中市の多摩川へ墜落
44 年 1 月 12 日	F 4	入間市内の山林へ墜落、高圧送電線を切断したため、昭島市を始め立川市、府中市、日野市の一部が停電した。
46 年 8 月 24 日	F 8J	横浜市旭区に墜落、山林、家屋及び自動車一部破損
12 月 20 日	H 46	横田基地滑走路南端附近へ厚木基地所属米海兵隊ヘリコプターが墜落、乗員7名死亡
51 年 11 月 2 日	GC1	厚木基地内ゴルフ場に墜落、死者6名（米軍人）
52 年 9 月 27 日	RF-4B	横浜市内へ墜落、死者2名、負傷者7名、家屋損害2戸
53 年 4 月 21 日	VHP	米軍ヘリコプターが世田谷区内に不時着
54 年 4 月 4 日	中型ヘリ	横浜市内に不時着
58 年 5 月 24 日	SH-2F	飯能市の中学校に不時着
59 年 10 月 17 日	UH-1N	藤沢市へ墜落、乗員2名負傷
61 年 4 月 7 日	EA-6B	三宅島沖東方約20kmの海上に墜落
平成 5 年 1 月 8 日	UH-1N	米軍ヘリコプターが杉並区の中学校に不時着
8 年 4 月 19 日	不明	横田基地内で物資投下訓練中に誤投下事故発生 15ポンドの砂袋が基地フェンスから30フィートの地点に落下
5 月 11 日	C-141	横田基地内で米軍輸送機のブレーキ加熱による発煙事故発生
10 年 1 月 6 日	SH-60	米軍ヘリコプターが江東区の若洲ゴルフ場に不時着
10 月 29 日	C-9	横田基地所属機が、離陸後エンジン不調のため引き返し、着陸後の点検でエンジンカバーの一部紛失が判明
11 年 5 月 5 日	C-130	横田基地所属機が訓練中に15ポンドの砂袋を誤投下 町田市 of 民家の屋根瓦を一部破損
13 年 9 月 24 日	C-17	米軍機が羽村市内の工場に部品落下させ、工場の屋根を破損
16 年 5 月 6 日	C-130	米軍機がテールパイプ(金属製)を落下、落下場所は不明
8 月 10 日	S-3	米空母ステニスの艦載機が北硫黄島に墜落、乗員4名死亡
8 月 19 日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、横浜みなとみらいのヘリポートに緊急着陸
8 月 21 日	C-130	横田基地航空祭でデモンストレーション飛行中に、乗務員がヘルメットを瑞穂町内へ落下
11 月 2 日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、沼津市の野球場へ緊急着陸
11 月 23 日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターが計器異常のため、調布飛行場へ緊急着陸
17 年 1 月 29 日	F/A18-F	厚木基地所属機が空母キティホークへの着艦に失敗し海に墜落、負傷者6名
4 月 14 日	F/A18-F	厚木基地所属機が模擬弾のフィン(アルミ製)を落下、落下場所は不明

事故発生日月日	機 種	事 故 内 容
4 月 14 日	EA-6B	厚木基地所属機がはしご(アルミ製)を落下、落下場所は不明
5 月 7 日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、山梨県のスキー場の駐車場に緊急着陸
6 月 16 日	KC-130	普天間基地所属機が着陸灯カバー(プラスチック製)を落下、横田基地到着時に判明したが落下場所は不明
10 月 20 日	C-130	横田基地所属機がエンジントラブルのため、福岡空港に緊急着陸
18 年 10 月 3 日	F-16	米国内基地所属機が嘉手納基地からヒッカム空軍基地に向かっていたところ、油圧系統に異常があったため硫黄島に緊急着陸
19 年 2 月 27 日	F/A18-F	厚木基地所属機が訓練飛行中にフラップパネルを落下、落下場所は不明
6 月 13 日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがオイル漏れのため、横浜市の公園に予防着陸
12 月 19 日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがトランスミッションの不具合により陸上自衛隊朝霞駐屯地へ予防着陸
20 年 6 月 11 日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがトランスミッションの異常を示す警告ランプが点灯したため相模原市田名の相模川河川敷に予防着陸
7 月 10 日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターが同基地南3キロ付近でペットボトルを落下、具体的な落下場所は不明
7 月 14 日	C-130	横田基地所属機が I F F アンテナを落下、具体的な落下場所は不明
22 年 2 月 5 日	F-16	米国内基地所属機がエンジントラブルのため硫黄島に予防着陸
9 月 13 日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターがエンジントラブルのため調布飛行場へ予防着陸
23 年 10 月 27 日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターが警告灯の点灯のため調布飛行場へ予防着陸
24 年 2 月 8 日	EA-6B	神奈川県大和市で厚木基地所属の航空機がパネルを落下させ、走行中の車を破損
25 年 7 月 30 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がバッテリーカバーを紛失(紛失場所は不明)
12 月 16 日	MH-60S	神奈川県三浦市の埋立地に厚木基地所属のヘリコプターが不時着し横転、乗組員2名が重傷
26 年 1 月 9 日	FA-18	神奈川県綾瀬市の住宅街で厚木基地所属の航空機が金属製部品を落下させ、民家の塀と車を破損
3 月 25 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がアルミ製パネルを紛失(紛失場所は不明)
3 月 26 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がワイヤーアンテナを紛失(紛失場所は不明)
6 月 3 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が金属製ラッチ(掛け金)を紛失(紛失場所は不明)
11 月 25 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が金属製ラッチ(掛け金)を紛失(紛失場所は不明)
28 年 2 月 29 日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターが調布飛行場へ緊急着陸
9 月 15 日	KC-135	米国内基地所属KC-135が空中給油機が横田基地に緊急着陸
10 月 31 日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターが富山空港に緊急着陸
29 年 3 月 29 日	C-5	米国内基地所属の米空軍C-5輸送機が横田基地に緊急着陸
5 月 4 日	EA-18G	厚木基地所属EA-18Gが厚木基地と南方の訓練空域の間で金属製のプランジャ・キャップを遺失(遺失場所は不明)
5 月 24 日	E-2C	厚木基地所属E-2Cが着陸装置のブラケットを遺失(遺失場所は不明)
6 月 1 日	F-16	韓国空軍のF-16戦闘機6機が横田基地に緊急着陸
6 月 16 日	C-5	横田基地において米国内基地所属の米空軍C-5輸送機のパネル遺失が判明(遺失場所は不明)
7 月 12 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が、金属プレートを遺失(遺失場所は不明)

事故発生年月日	機 種	事 故 内 容
8 月 23 日	F/A-18E	横田基地を離着陸した厚木基地所属F/A18-Eがピポット・ボルト・アセンブリを遺失（遺失場所は不明）
11 月 15 日	C-130J	横田基地において物料投下訓練中に貨物の一つがパラシュートから外れて滑走路中央付近に落下。基地外に被害等なし。
12 月 3 日	C-130J	横田基地所属C-130J輸送機がフレアの一部を遺失（遺失場所は不明）
30 年 2 月 28 日	C-130J	横田基地所属のC-130輸送機が嘉手納基地に緊急着陸
4 月 10 日	C-130J	横田基地所属のC-130輸送機の人員降下訓練中に、パラシュートの一部が羽村第三中学校に落下
12 月 19 日	C-130J	横田基地所属のC-130輸送機の物資投下訓練中に、パラシュートが東富士演習場近隣の施設区域外に落下
31 年 1 月 8 日	C-130J	横田基地において人員降下訓練中に、機能しないメインパラシュートが基地内に落下
1 月 9 日	C-130J	横田基地において人員降下訓練中に、機能しないメインパラシュートが基地内に落下。予備パラシュートの収納袋は遺失
1 月 31 日	C-130J	横田基地所属のC-130輸送機の東富士演習場内における物資降下訓練中に、パラシュートのみが落下
令和 2 年 1 月 6 日	KC-135	米国内基地所属機KC-135空中給油機がエンジントラブルのため横田基地に緊急着陸
6 月 16 日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが部品遺失（サーチライトドーム）
7 月 2 日	UH-60	横田基地において人員降下訓練中に、パラシュートの備品が立川市に落下
7 月 7 日	不明	横田基地において人員降下訓練中に、フィンが福生市に落下
3 年 6 月 14 日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが山形空港に予防着陸
9 月 22 日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが仙台空港に予防着陸
12 月 1 日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが館山航空基地に予防着陸
4 年 8 月 17 日	ヘリ	厚木基地所属のヘリコプターが三宅空港に予防着陸
10 月 20 日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが南紀白浜空港に予防着陸
5 年 4 月 19 日	C-12	横田基地所属のC-12が部品遺失（翼端ライトレンズ）
8 月 11 日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターが調布飛行場へ予防着陸
11 月 29 日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが鹿児島屋久島沖合に墜落
6 年 4 月 17 日	UH-1N	横田基地所属UH-1ヘリコプターが福島県の空き地に予防着陸
8 月 3 日	MH53E	第15ヘリコプター機雷掃海飛行隊所属MH53Eが海老名市内に不時着
10 月 10 日	MH-60R	茅ヶ崎市の海岸に厚木基地所属MH-60Rが予防着陸
7 年 7 月 18 日	CV-22	横田基地所属CV-22オスプレイが大館能代空港に予防着陸
7 月 24 日	CV-22	横田基地所属CV-22オスプレイがいわて花巻空港に予防着陸
10 月 2 日	CV-22	横田基地所属CV-22オスプレイが航空自衛隊浜松基地に予防着陸
11 月 18 日	C-130	横田基地において人員降下訓練中に、兵士が予備降下傘で区域外（羽村市川崎）に降着。誘導傘（パイロットシュート）が羽村市神明台の歩道に落下
11 月 20 日	不明	横田基地において人員降下訓練中に、主降下傘が、福生市内熊川児童館に落下、誘導傘（パイロットシュート）が熊川児童館屋上に落下
12 月 15 日	CH53	米軍機がヘルメットを落下、落下場所は不明

(令和8年1月末現在)

資料77

東京都内で検挙された米軍人刑法犯の状況

年 次	凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		その他		合 計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成 23 年	0	0	1	1	1	1	0	0	2	2	4	4
平成 24 年	1	3	4	4	0	0	0	0	0	0	5	7
平成 25 年	0	0	3	3	0	0	0	0	2	2	5	5
平成 26 年	1	1	5	5	1	1	0	0	3	3	10	10
平成 27 年	3	3	8	9	2	2	0	0	3	3	16	17
平成 28 年	2	2	5	6	0	0	0	0	2	2	9	10
平成 29 年	0	0	0	0	2	2	4	0	2	2	8	4
平成 30 年	1	1	3	4	2	2	4	3	0	0	10	10
令和 元年	2	1	2	2	5	5	0	0	9	8	18	16
令和 2 年	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
令和 3 年	1	1	5	5	0	0	0	0	5	4	11	10
令和 4 年	1	1	9	9	1	1	0	0	1	2	12	13
令和 5 年	1	1	4	5	1	1	0	0	0	0	6	7
令和 6 年	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0	5	4

(警視庁提供資料)

【参 考】

凶悪犯～殺人、強盗、放火、不同意性交等

粗暴犯～凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝

窃盗犯～窃盗

知能犯～詐欺、横領(占有離脱物横領を除く)、偽造、汚職、背任

その他～賭博、不同意わいせつ、公務執行妨害、占有離脱物横領等

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、罪名、構成要件等が改められたことに伴い、
「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に、それぞれ変更した。

資料 78

合同委員会への覚書（2013年1月24日）

件名：在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（平成25年9月）

平成25年9月の日米合同委員会において、平成25年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」を追加

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（平成27年9月）

平成27年9月の日米合同委員会において、平成25年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「中東呼吸器症候群（MERS）」、「鳥インフルエンザ（H7N9）」、「侵襲性髄膜炎菌感染症」及び「麻しん」を追加

「2. 動物の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「中東呼吸器症候群（MERS）」及び「鳥インフルエンザ（H7N9）」を追加

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（平成28年3月）

平成28年3月の日米合同委員会において、平成25年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「ジカウイルス感染症」を追加。

1. 参照

a. 1966年8月4日の第130回合同委員会議事録の paragraph 5. b. に言及された合同委員会への1966年8月1日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換について」

b. 1966年9月1日の第131回合同委員会議事録の paragraph 7. g. に言及された合同委員会への1966年9月1日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換の要請に対する回答」

2. 日本国政府及び合衆国政府は、参照1. a. 及び1. b. に含まれた取決めの成立以降の感染症に関する状況の変化を反映するため、前記の取決めに次のとおり改めることを決定した。

「a. 日本国政府及び合衆国政府は、在日米軍の各病院又は各動物診療所の指揮官及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所長が、この覚書の別添1に特定する感染症につき、相互に通報することを確保する。当該通報は、この覚書の別添1に特定する手続に従って行われる。この覚書の別添1の修正が必要となった場合には、いずれの政府も、当該修正を合同委員会に対して提案し、その承認を求めることができる。

b. 日本国政府及び合衆国政府は、特定の施設及び区域並びにその周辺にわたる広範な防疫措置が必要となった場合には、関係する施設及び区域を担当する在日米軍の病院又は動物診療所の指揮官と、当該地域を管轄する日本国の保健所長とが相互に緊密に協力し、必要な措置をとることを確保する。

c. 在日米軍の各病院又は各動物診療所及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所は別添2に掲げられる。別添2の修正が必要となった場合には、当該修正は、一方の政府から他方の政府に対し、合同委員会を通じて修正内容を通知することによって行うことができる。」

3. この覚書は、1996年12月2日に合同委員会によって承認された、1996年12月2日付け合同委員会への覚書「人、動物及び植物の検疫に関する合意」に影響を及ぼすものではない。

4. いずれの政府も、この覚書及びその別添の内容を公表することができる。

別添1：通報手続

別添2： 在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

2013年1月24日に合同委員会により承認された。

伊原 純一

合同委員会日本国政府代表

アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア

合衆国海兵隊少将

合同委員会合衆国政府代表

(別添1)

通報手続

1. 人の感染症

次に掲げる者を確認した場合は、可能な限り早期に通報する。

・次の1 から67 に掲げる疾病の患者

・次の 1 から 7、9、11、12、13、65 及び 66 に掲げる疾病の疑似症患者（65 及び 66 の疾病については患者が当該疾病にかかっているという十分な理由のある場合に限る。）

・次の1 から62、65、66 及び67 に掲げる疾病の無症状病原体保有者

・次の68 に掲げる疾病にかかっていると疑われる者

1. エボラ出血熱

2. クリミア・コンゴ出血熱

3. 痘そう

4. 南米出血熱

5. ペスト

6. マールブルグ病

7. ラッサ熱

8. 急性灰白髄炎

9. 結核

10. ジフテリア

11. 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。）

12. 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）

13. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1及びH7N9であるものに限る。）

14. コレラ

15. 細菌性赤痢

16. 腸管出血性大腸菌感染症

17. 腸チフス

18. パラチフス

19. E型肝炎

20. A型肝炎

21. 黄熱

22. Q熱

23. 狂犬病
24. 炭疽(そ)
25. 鳥インフルエンザ (13.を除く。)
26. ボツリヌス症
27. マラリア
28. 野兎 (と) 病
29. ウエストナイル熱
30. エキノコックス症
31. オウム病
32. オムスク出血熱
33. 回帰熱
34. キャサナル森林病
35. コクシジオイデス症
36. サル痘
37. ジカウイルス感染症
38. 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)
39. 腎 (じん) 症候性出血熱
40. 西部ウマ脳炎
41. ダニ媒介脳炎
42. チクングニア熱
43. つつが虫病
44. デング熱
45. 東部ウマ脳炎
46. ニパウイルス感染症
47. 日本紅斑 (はん) 熱
48. 日本脳炎
49. ハンタウイルス肺症候群
50. Bウイルス病
51. 鼻疽 (そ)
52. ブルセラ症
53. ベネズエラウマ脳炎
54. ヘンドラウイルス感染症
55. 発しんチフス
56. ライム病
57. リッサウイルス感染症
58. リフトバレー熱
59. 類鼻疽 (そ)
60. レジオネラ症
61. レプトスピラ症
62. ロッキー山紅斑 (はん) 熱
63. 侵襲性髄膜炎菌感染症
64. 麻しん

65. 新型インフルエンザ*¹
66. 再興型インフルエンザ*²
67. 指定感染症*³
68. 新感染症*⁴

*1 新型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもの。一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

*2 再興型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

*3 指定感染症とは、既に知られている感染性の疾病（上記リストの1から66に掲げる疾病を除く。）であって、以下の全ての特徴を有するものをいう。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

*4 新感染症とは、以下の全ての特徴を有するものをいう。人から人に伝染するもの。既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもの。当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であるもの。当該疾病のまん延により人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

2. 動物の感染症

次に掲げる動物に、次に掲げる疾病への感染が確認され、又は疑われる場合は、可能な限り早期に通報する。

1. エボラ出血熱（サル）
2. マールブルグ病（サル）
3. ペスト（プレーリードッグ）
4. 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）（イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン）
5. 細菌性赤痢（サル）
6. ウエストナイル熱（鳥類）
7. エキノコックス症（犬）
8. 結核（サル）
9. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1及びH7N9であるものに限る。）（鳥類）
10. 新型インフルエンザ（鳥類）
11. 再興型インフルエンザ（鳥類）
12. 狂犬病（犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク）
13. 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）（ヒトコブラクダ）

（別添2）

在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

在日米軍の病院又は動物診療所	在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所
U. S. A. F Hospital (35th Medical Group)	上十三保健所
U. S. A. F Hospital (374th Medical Group)	西多摩保健所
BG Crawford F. Sams US Army Health Clinic	厚木保健福祉事務所 相模原市保健所
Naval Regional Medical Center Japan Branch Dispensary Atsugi	大和保健福祉事務所
U. S. Naval Hospital Yokosuka	横須賀市保健所
Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Iwakuni	岩国健康福祉センター
U. S. A. Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Sasebo	佐世保市保健所
U. S. Naval Hospital Okinawa	中部福祉保健所
U. S. A. F. Hospital (18th Medical Group)	中部福祉保健所

資料79

人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意(1996年12月2日)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第5条及び第9条の実施上、以下に掲げる検疫の手続を適用する。

A. 人の検疫

(1) 合衆国の船舶又は航空機とは、合衆国及び合衆国以外の船舶又は航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの、すなわち、合衆国公有船舶、合衆国公有航空機、合衆国被用船舶及び合衆国被用航空機をいう。一部用船契約によるものは、含まない。

(2) 合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する合衆国の船舶又は航空機は、乗船者又は搭乗者の国籍又は地位にかかわらず合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受ける。

(A) 合衆国軍隊の医務部は、合衆国軍隊の実施する検疫業務について責任を負う。

(B) 合衆国軍隊は、合衆国に提供された施設及び区域に係る港及び飛行場ごとに、一又は二以上の者(士官である必要はない。)を検疫官として任命する。所轄の日本国の検疫所長(検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。)は、任命された検疫官の氏名、階級及び所属について通報を受ける。

(C) 合衆国軍隊の医官は、必要なときは、前記の各港又は各飛行場において検疫措置を行う。

(D) 合衆国軍隊の検疫官は、検疫伝染病の患者若しくはその死体又はペストに感染した若しくはそのおそれのあるねずみ族を船内又は機内において発見したときは、直ちに所轄の日本国の検疫所長に通報する。

(E) 合衆国軍隊の検疫官は、当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が日本国に持ち込まれるおそれがないか、又はほとんどないと認めたときは、あらかじめ所轄の日本国の検疫所長が署名し、委託した検疫済証又は仮検疫済証に所要事項を記入し、担当検疫官の欄に署名の上、当該船舶又は航空機の長に交付する。合衆国軍隊の検疫官は、仮検疫済証を交付したときは、所轄の日本国の検疫所長に通報する。

(3) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供されていない港又は飛行場に着くときは、日本国の当局による検疫を受ける。もっとも、搭乗している医官が当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が持ち込まれるおそれがない旨の証明書を提出したときは、検疫済証の交付を受けることができる。

- (A) 合衆国の船舶又は航空機は、検疫の検査及び許可において優先的な取扱いを受けることができる。
- (B) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供された施設及び区域以外の港又は飛行場に入るときは、当該船舶又は航空機の長は、検疫に先立って所轄の日本国の検疫所長に通報を行う。
- (4) 合衆国の船舶は、日本国において最初に港に入港したときから検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの間、検疫信号を掲げる。
- (5) 合衆国の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し検疫措置が必要となるときは、合衆国軍隊が、所轄の日本国の検疫所長と協議の上、当該措置を実施することができる。
- (6) 民間の船舶又は航空機により日本国に入国する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、命令により移動中であるときは、その者の要請により、日本国の検疫当局による許可において優先的な取扱いを受けることができる。
- (7) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が乗船又は搭乗している民間の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し、それらの者に対して検疫措置が必要となるときは、所轄の日本国の検疫所長は、合衆国軍隊に対し、実施した検疫措置を通報する。

B. 動物の検疫

以下に定める動物の検疫検査は、動物疾病の日本国への侵入及び日本国におけるまん延を予防することを目的とする。

(1) 合衆国軍隊が合衆国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物（合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。）並びに合衆国から日本国に輸入されるこれらの者の私有する動物（以下「私有動物」という。）（（4）の適用のあるものを除く。）は、合衆国政府の当局による検査及び承認を受け、かつ、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官により、書類審査及び疾病の有無に関する検査を受けたものに限る。当該審査及び検査は、動物及び畜産物を合衆国から日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

(2) 合衆国軍隊が合衆国以外の国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物（合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。）並びに合衆国以外の国から日本国に輸入されるこれらの者の私有動物であって（4）に定めるものを除いたものは、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官による書類審査及び疾病の有無に関する検疫検査を受ける。当該検査は、動物及び畜産物を合衆国以外の国から

日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

(3) 合衆国軍隊の動物検疫官は、検査及び証明の結果についての報告をとりまとめ、四半期毎に日本国政府の動物検疫所長に対して提出する。日本国政府の動物検疫所は、合衆国軍隊の動物検疫官が行う検査に立ち会う権利を有する。

(4) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、これらの者の私用のために民間の船舶又は航空機により日本国に輸入する動物及び畜産物は、家畜伝染病予防法施行規則に定める港又は飛行場において日本国の家畜防疫官による検査を受け、かつ、同法施行規則及び犬の輸出入検疫規則に従って検疫を受ける。適切な書類が添付され、かつ、日本国の家畜防疫官が適当と認めた私有の犬については、狂犬病予防上必要な措置に関する日本国の家畜防疫官の指示に従うことを条件として、所有者によるけい留を認める。

(5) 動物の伝染病の発生による緊急事態が発生した場合、合衆国軍隊は当該伝染病のまん延の防止のための合衆国軍隊の当局と日本国の当局との間の協議を通じて、(1)、(2)及び(4)の場合の動物及び畜産物の輸入の停止を含め必要な措置をとる。合衆国軍隊の獣医官は、農林水産省畜産局衛生課長に対し、家畜伝染病予防法により届出が義務付けられている動物の疾病を診断した場合は直ちに報告する。

(6) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の権限ある医務職員が、病原学、治療及び疾病の予防の研究に必要な、動物の疾病の病原体を含む材料を公用のため日本国に輸入するときは、農林水産大臣の輸入許可を取得する。これらの材料は、日本国の一の動物検疫所に到着の後、日本国の動物検疫所の指示に従い、合衆国軍隊の受領機関に輸送する。

(7) 輸出の場合は、この合意の規定を準用する。

C. 植物の検疫

(1) 輸入の禁止されるもの

(A) 植物防疫法施行規則別表1（同規則別表1をこの手続に添付する。）に定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、同規則別表1に定める植物。日本国政府の当局が同規則別表1を改正する毎に、同規則別表1の写しを、日米合同委員会出入国分科委員会を経て合衆国軍隊に提供する。

(B) 有害動物又は有害植物

(C) 土又は土の附着する植物

(D) 前各号に掲げるものの容器包装

(2) 輸入検査及び輸出国の発行する検査証明書を必要とするもの

合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族が輸入する

植物（顕花植物、しだ類、せんたい類（その部分、種子、果実及びむしろ又はこものような加工品を含む。主な例は以下のとおり。））、又はその容器包装であって、ハワイ諸島を含む合衆国又は植物防疫法施行規則別表 1 に掲げる地域に該当しない地域で生産され又は加工された植物。

- （Ａ）植物、植物の部分及び種子又は球根であって繁殖又は栽植の用に供するもの
- （Ｂ）生果実又は生野菜
- （Ｃ）食糧、飼料又は油料用に供される穀類及び豆類並びにそれらの副産品で熱処理をされていないもの
- （Ｄ）コーヒー豆、ココア豆、こしょう、葉たばこその他の、香辛料、調味料の原料
- （Ｅ）乾果（あんず、いちじく、かき、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パパイア、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゅうがんについては輸入検査及び検査証明書を免除する。）
- （Ｆ）かます、なわその他のわら工品
- （Ｇ）樹皮の付着した木材類

（３）（１）及び（２）の品目は、軍事郵便として取扱わない。これらの品目が軍事郵便として到着した場合は、検査のために日本国の植物防疫官に報告する。

（４）輸入検査は、合衆国軍隊と日本国政府の権限ある者とが共同して行い、追加費用及び生産物の損害が生じないようにできるだけ迅速に行う。検査により、有害動物又は有害植物の危険が判明した場合は、合衆国軍隊の代表者と日本国の植物防疫官との協力により速やかに処分する。

（５）（１）又は（２）に該当しない品目は、日本国の植物検疫の規定にかかわらず、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族により日本国に輸入することができる。

（６）植物検疫を行う港及び飛行場

（２）により輸入される品目は、植物防疫法施行規則第 6 条に定める港又は飛行場を通じて輸入する。

（７）日本国の植物防疫官は、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による輸入により上記品目が到着したことについて通報を受ける。当該通報は、以下の日本国の植物防疫所のうちのいずれかに所在する適当な日本国の当局に行う。

横浜植物防疫所：

横浜植物防疫所（京浜港）

札幌支所

塩釜支所

新潟支所	成田支所（新東京国際空港）
東京支所（京浜港）	
川崎出張所（京浜港）	釧路出張所
留萌出張所	小樽出張所
室蘭・苫小牧出張所	函館出張所
青森出張所	八戸出張所
宮古出張所	釜石出張所
大船渡出張所	石巻出張所
小名浜出張所	秋田出張所（秋田・船川港）
酒田出張所	直江津出張所
羽田出張所（東京国際空港）	日立出張所
鹿島出張所	千葉出張所
晴海出張所（京浜港）	大井出張所（京浜港）
名古屋植物防疫所：	
名古屋植物防疫所	
伏木支所（伏木富山港）	清水支所
豊橋出張所	蒲郡出張所
衣浦出張所	小牧出張所（名古屋空港）
南部出張所（名古屋港）	西部出張所（名古屋港）
四日市出張所	富山出張所（伏木富山港）
金沢出張所	七尾出張所
敦賀出張所	田子の浦出張所
御前崎出張所	
神戸植物防疫所：	
神戸植物防疫所	
大阪支所	関西空港支所（関西国際空港）
広島支所	坂出支所
姫路出張所	舞鶴出張所
岸和田出張所（阪南港）	和歌山出張所（和歌山下津港）
田辺出張所	境港出張所（境港）
浜田出張所	宇野出張所
水島出張所	尾道出張所
岩国出張所	平生出張所
小松島出張所	高松出張所
詫間出張所	今治出張所
松山出張所	高知出張所
須崎出張所	

門司植物防疫所：

門司植物防疫所（関門港）

福岡支所（博多港）

鹿児島支所

名瀬支所

下関出張所（関門港）

若松出張所（関門港）

板付出張所（福岡空港）

伊万里出張所

長崎出張所

佐世保出張所

八代出張所

大分出張所

佐伯出張所

細島出張所

志布志出張所

溝辺出張所（鹿児島空港）

那覇植物防疫事務所：

那覇植物防疫事務所

那覇空港出張所（那覇空港）

嘉手納出張所（嘉手納空港）

平良出張所

石垣出張所

（８）合衆国軍隊がいずれかの禁止品目について必要な量又は必要な品質のものを日本国の源泉から調達することができない場合は、合衆国軍隊と日本国の権限ある当局との間で相互に満足な解決を見いだすため協議する。

（了）

(お知らせ)

令和 6 年 3 月 8 日
防 衛 省

米軍オスプレイの運用停止措置の解除について

1. 昨年 11 月の米軍オスプレイ墜落事故に関しては、これまで米側との間で、事故の状況や安全対策等について確認作業を行ってきたところです。
2. このような中、本日、米軍は、オスプレイの運用停止措置を解除した旨発表したと承知しています。（別添 1 参照）
3. これまでの日米間の確認作業において、事故の原因となった部品の不具合は特定されたと認識しており、当該不具合に対する各種の安全対策の措置を講じることで、安全に運用を再開できると考えています。
4. また、本日、防衛省と在日米軍は共同プレスリリースを発表し、日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、引き続き、日米間で緊密に連携し調整していくことを確認しました。（別添 2 参照）

(別添 1)

Naval Air Systems Command Press Release

Effective March 8, 2024, Naval Air Systems Command is issuing a flight clearance for the V-22 Osprey thereby lifting the grounding. This decision follows a meticulous and data-driven approach prioritizing the safety of our aircrews.

A U.S. Air Force investigation began following the tragic loss of eight Airmen during the November 29, 2023, mishap off Yakushima, Japan. In response to the preliminary investigation indicating a materiel failure of a V-22 component, the V-22 grounding was initiated on December 6, 2023. The grounding provided time for a thorough review of the mishap and formulation of risk mitigation controls to assist with safely returning the V-22 to flight operations.

In concert with the ongoing investigation, NAVAIR has diligently worked with the USAF-led investigation to identify the materiel failure that led to the mishap. Close coordination among key senior leaders across the U.S. Navy, U.S. Marine Corps, and U.S. Air Force has been paramount in formulating the comprehensive review and return to flight plan, and this collaboration will continue.

Maintenance and procedural changes have been implemented to address the materiel failure that allow for a safe return to flight. The U.S. Navy, U.S. Marine Corps, and U.S. Air Force will each execute their return to flight plans according to service specific guidelines.

NAVAIR remains committed to transparency and safety regarding all V-22 operations. The V-22 plays an integral role in supporting our Nation's defense and returning these vital assets to flight is critical to supporting our nation's interests. NAVAIR continuously monitors data and trends from all aircraft platforms, so service members are provided the safest, most reliable aircraft possible. The safety of our pilots, aircrew and surrounding communities remains of paramount importance.

(仮訳)

米海軍航空システム・コマンド・プレスリリース

米海軍航空システム・コマンドは、2024 年 3 月 8 日をもってオスプレイの飛行許可を発出し、これをもって運用停止を解除する。本決定は、乗員の安全を優先し、細心の注意を払った、データに基づくアプローチによるものである。

2023 年 11 月 29 日に日本の屋久島沖で発生した航空事故により、8 名の乗員が死亡したことを受け、米空軍による調査が開始された。オスプレイの部品に不具合があることを示唆する事前調査を受け、2023 年 12 月 6 日、オスプレイが運用停止となった。この運用停止の間、事故の徹底的なレビューと、オスプレイの安全な運用再開に寄与するリスク軽減措置の策定を行った。

現在進行中の調査に合わせて、米海軍航空システム・コマンドは、事故を引き起こした部品の不具合を特定するための米空軍主導の調査に真摯に協力した。包括的なレビューと運用再開計画を策定するにあたり、米海軍、米海兵隊及び米空軍の主要幹部間の緊密な連携が最も重要であり、この連携は今後も継続する。

部品の不具合に対処し、安全な運用再開を可能にするため、整備及び手順の変更が実施された。米海軍、米海兵隊及び米空軍は、部隊の具体的なガイドラインに従って、それぞれ運用再開計画を実施する。

米海軍航空システム・コマンドは全てのオスプレイの運用に関する透明性及び安全性にコミットし続ける。オスプレイは、米国の防衛を支える上で不可欠な役割を果たしており、これらの重要なアセットを運用再開することは、米国の国益を支える上で極めて重要である。米海軍航空システム・コマンドは、すべての航空機プラットフォームのデータや動向を継続的にモニターし、軍人に対して可能な限り安全かつ信頼性の高い航空機を提供する。パイロット、乗員及び周辺コミュニティの安全が、引き続き最も重要である。

(別添 2)

Joint Press Release between MoD and USFJ

Effective March 8, 2024, Naval Air Systems Command has issued a flight clearance for the V-22 Osprey thereby lifting the grounding. Return to flight timelines after the issuance of flight clearance for the V-22 are based on operational requirements unique to each service and mission profile. V-22 aircraft will only operate after all maintenance, safety and procedural changes have been implemented. The timeline for the resumption of flight operations of V-22 operated by U.S. Forces and JGSDF in Japan continues to be closely coordinated between the Government of Japan and the Government of the United States.

(仮訳)

防衛省・在日米軍共同プレスリリース

米海軍航空システム・コマンドは、2024 年 3 月 8 日をもって、オスプレイの飛行許可を発出し、これをもって運用停止を解除した。オスプレイの飛行許可が発出された後の運用再開のタイムラインは、それぞれの軍種及び任務の性質に固有の運用上の要請に基づく。オスプレイは、全ての整備、安全及び手順の変更が実施された後にのみ運用される。米軍及び陸上自衛隊が運用する日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、日本政府と米国政府の間で引き続き緊密に調整を行っていく。

(お知らせ)

資料81

令和6年3月13日
防 衛 省

日本国内のオスプレイの段階的な運用再開について

・3月8日のオスプレイの運用停止措置の解除を受け、米軍の各軍は、それぞれの指針に従い、適時に運用再開を実行していくこととなりますが、日本国内においては、日米間において、運用再開のタイムラインについて緊密に調整を行ってきました。運用再開までの今後の進め方は、各部隊の任務、運用上の所要、各種安全対策の実施状況により、部隊によりそれぞれ異なってまいりますが、こうした差異を踏まえつつ、日米間で今後の進め方について調整を行ってまいりました。

・今後、陸上自衛隊のオスプレイ及び日本国内の米軍のオスプレイは、段階を経て、任務に対応する能力を回復していく計画です。具体的には、まず、今般の事故の再発防止のための安全対策として示された整備や教育を行います。

・これらの整備等を終えた機体から、順次、基本的な飛行を行い、技能の練度を回復していきます。この基本的な飛行は、必要な安全対策を講じ準備が整った上で、各部隊の指揮官の判断で行われますが、陸上自衛隊及び日本国内の米軍のオスプレイは、3月14日以降、準備が整ったものから順次飛行を開始することを確認しました。

・基本的な技能の練度の回復期間は部隊ごとに差異があり、一定期間にわたるプロセスとなります。陸上自衛隊のオスプレイについては、初飛行後、当面の間、飛行場周辺空域での飛行を行い、必要な練度を回復した上で、次の段階の訓練に進む計画です。米側においても、段階を踏んで慎重に運用再開のプロセスを進めていくことを確認しています。加えて、このプロセスは、一度に全てのオスプレイが飛行を開始していくということではなく、整備等の準備を終えた機体から、段階的に行われる計画です。

・このような慎重なプロセスを経て、基本的な技能の練度を回復した部隊から、順次、基本的な任務やより高度な訓練を経て、求められる任務に対応する能力を回復していきます。

・防衛省と在日米軍司令部は、オスプレイの運用再開に当たっては、飛行の安全確保が最優先であることを再確認し、これらのプロセスを安全確保に万全を尽くしながら、慎重に進めていくとともに、南西地域を始めとする我が国の防衛のため、必要な措置を講じた上で段階的に任務に復帰していくことを確認しております。

資料82

令和6年8月2日
防 衛 省

屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のCV-22
オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書について

令和5年11月29日に屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のCV-22オスプレイの墜落事故に関し、米国時間の令和6年8月1日（日本時間8月2日）、本件事故の事故調査報告書が米空軍事故調査委員会から公表されましたので、その概要について、別紙のとおりお知らせします。

(別紙)

屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のC V-22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書の概要

1. 発生日時

令和5年11月29日午後2時40分頃

2. 発生場所

屋久島の東海岸沖合約2km付近

3. 事故の状況

- ・ 事故機は、米空軍横田基地の第353特殊作戦群第21特殊作戦中隊に所属。
- ・ 令和5年11月29日午後1時9分、事故機は、演習のため岩国基地を離陸し、嘉手納基地に向けて飛行。
- ・ 離陸から約40分後、左側のプロップローター・ギアボックス (PRGB) 内で、発生した金属片を燃焼した旨の警告灯 (CHIP BURN advisory) が初めて表示 (以後、計5回表示)。当該警告灯が3回表示された場合、「実施できる範囲で速やかに着陸する」とされていたが、事故機は計画通りの飛行を継続 (ただし、規則上、飛行継続の可否は指揮権のある操縦士に決定権あり)。搭乗員は、その時点において最も近い飛行場であった鹿屋飛行場への着陸について議論しなかった上、操縦士は、任務の代替を依頼できる僚機に対して、自らそのまま任務を継続する旨伝達した。
- ・ 離陸から約71分後、PRGB内の金属片を燃焼し切れなかった旨の警告灯 (CHIPS caution) が表示。当該警告灯が表示された場合、最近傍の着陸できる場所に「可能な限り速やかに着陸する」とされており、黒島や硫黄島 (鹿児島県) での着陸の選択肢があったにもかかわらず、これらについて議論することなく、屋久島空港に着陸しようとした。
- ・ 屋久島空港へ接近し、操縦士は滑走路への着陸を要求。空港運用担当者から「エマージェンシー」かどうかの確認を求められるまで自ら

「エマージェンシー」を申告しなかったことに加えて、事故機には、「チップ探知機失敗（CHIP DETECTOR FAIL）」の警告灯が表示されたが、操縦士は、これまでの警告がチップ探知機の故障によるエラーと思い込み、もう心配はしていない旨コメントした。

- ・ 午後２時４０分頃、屋久島空港への最終進入時、高度約８００フィート（約２４０メートル）の地点で左側の PRGB が故障した結果、事故機が左側に２回転し、海面に墜落。

※ ギアボックスの内部では、ギアが高速回転しているため、様々な部品が摩耗し、金属片が発生。金属片の状況に応じて、各種警告灯が表示。

４．事故の原因

- （１）左側の PRGB が破損し、事故機の駆動システムの不具合が急激に生じたことによって事故が発生。左側 PRGB 内のハイスピード・ピニオンギアの１つにひびが入り、破断したギアの破片が、他のピニオンギアとサンギアの間に挟まり、サンギアの歯車が摩耗し、エンジンからの動力を伝達することができなくなった。
- （２）CHIP BURN advisory が３回点灯し、「実施できる範囲で速やかに着陸する」の状況になったにもかかわらず、操縦士は任務を継続した。CHIPS caution が点灯し、最近傍の着陸できる場所に「可能な限り速やかに着陸」の状況になった後にも、より近い場所ではなく屋久島空港に着陸しようとした。こうした操縦士的意思決定も原因。

５．事故につながった要因

以下の要因により、最初の PRGB の警告灯の点灯から墜落まで約４９分という事故の全過程において、搭乗員の危機意識を不十分なものとした。

（１）不十分なリスク・マネジメント

・ プログラムレベルでのリスク・マネジメント

PRGB は、複雑で非常に重要なシステムであり、その強度や信頼性に係るデータは非常に重要であるが、プログラムレベルで十分に取扱いわれておらず、各軍種に適切に伝達されなかった。これに加え、プログラム・オフィスと各軍種との間の調整が不十分であったことにより、

PRGB のリスクに関する包括的な認知を妨げ、事故に寄与した。

・ 監督リスク・マネジメント

操縦士は、標準的ではないが、機長及び機上任務指揮官の両方を担当することが許可されていた。操縦士は、事故機の安全上の問題について搭乗員と内部で調整することよりも、演習に参加している外部の参加者との調整を優先しており、機長及び機上任務指揮官の兼務を許可した判断が事故に寄与した。

・ リアルタイムでのリスク・マネジメント

操縦士は、「実施できる範囲で速やかに着陸する」の状況になった後も、搭乗員間でほとんど議論することなく、近くにダイバート先の選択肢があることを認知せず、任務を継続すれば嘉手納基地に到着するまでの300マイル以上に及ぶ海上に着水することになりうるという事実を考慮せず、任務を継続することを決定した。また、操縦士は、最近傍の着陸できる場所に「可能な限り速やかに着陸」の状況になった後も、最近傍でないダイバート先を選択した。さらに、空港運用担当者から問いかけられるまで、操縦士は緊急事態にあると主張もせず、評価もしていなかった。こうした点で、操縦士によるリアルタイムでのリスク管理が不十分であったことが事故に寄与した。

(2) 非効果的な搭乗員のマネジメント

操縦士は、搭乗員の様々な経験を活用し、同乗及び編隊機の他の搭乗員の意見を求めることをしなかった。副操縦士は、CHIP BURN advisoryを受けて、対応姿勢を再考するよう、操縦士に対して何度も消極的に試みたが、進展していく問題に不安を抱いていることについて断定的な発言はしなかった。

こうした、非効果的な搭乗員のリソース管理が一連の事象を長引かせ、事故の大きな一因となった。

資料 83

横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出への対応について（要請）

令和5年7月4日、東京都からの問い合わせに対して、北関東防衛局より、「横田飛行場においては、2010年から2012年までの間に3件の泡消火薬剤の漏出があったが、これら3件について、飛行場の外へ流出したとは認識していない、との説明を米側から受けている。米側から提供を受けた資料の内容を確認したところ、2010年1月、格納庫における漏出、2012年10月、ドラム缶から漏出、2012年11月、保管されていた容器から漏出、の3件の泡消火薬剤の漏出があったことを確認した。」と東京都及び基地周辺自治体に情報提供された。

PFASについては、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払拭する必要がある。

また、今回、情報提供のあった漏出は、発生からかなりの時間が経過しており、速やかに情報提供がなされなかったことは、基地周辺住民の不信感につながりかねず、極めて遺憾である。

については、貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 1 漏出場所や漏出量等の詳細な情報を東京都及び基地周辺自治体に迅速に提供するとともに、国の責任において基地内のPFAS漏出に係る地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行うこと。
- 2 PFASの漏出等が判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

令和5年7月5日

{ 防衛大臣 浜田 靖 一 殿
北関東防衛局長 扇谷 治 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百 合 子
副会長	羽 村 市 長	橋 本	弘 山
	立 川 市 長	清 水	庄 平
	昭 島 市 長	臼 井	伸 介
	福 生 市 長	加 藤	育 男
	武蔵村山市長	山 崎	泰 大
	瑞 穂 町 長	杉 浦	裕 之



資料84

2023年7月21日
防 衛 省**横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について**

1. 2010年から2012年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出した3件について、2018年12月の報道を受けて、2019年1月に、米側より当該3件に関する報告書を入手しました。
その後、当該報告書の内容確認を行った上で、公表可能な内容や部外への漏出に関する米側の認識について、米側に照会を行い、2022年12月に、
 - ・2010年1月、格納庫における漏出、
 - ・2012年10月、ドラム缶から漏出、
 - ・2012年11月、保管されていた容器から漏出したが、これら3件について、いずれも飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないとの回答を得て、本年6月30日以降、関係自治体に対して、ご説明を行ったところです。
その際、詳細な情報を迅速に提供するようご要望をいただいたことから、本日、添付資料のとおり、漏出場所や漏出量等の情報を、提供させていただきます。
2. また、本年6月の報道にあった、2020年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出したとされる3件についても、米側に照会を行い、今月中旬に、
 - ・2020年5月、消防車両から漏出
 - ・2020年8月、消防車両から漏出
 - ・2020年11月、消防車両から漏出したが、これら3件の泡消火薬剤は、原料にP F O S等を含まないものであったこと、また、飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないとの回答を得て、本日、添付資料のとおり、詳細情報を説明させていただきます。
3. 今般の米側との調整に際しては、関係自治体からいただいたご要請も踏まえ、
 - ①基地内の泡消火薬剤の適切な管理及び漏出の再発防止
 - ②日米合意に基づく通報対象であるか否かにかかわらず、基地内でのP F O S等を含む泡消火剤の漏出についての速やかな情報提供
 - ③横田飛行場を含む日本国内の全ての在日米軍施設において、2024年9月までにP F O S等を含む泡消火薬剤の交換を完了する計画について、交換プロセスの加速を要請したところであり、今後、関連情報を地元の皆様に速やかにお知らせできるよう努めてまいります。
4. その上で、関係自治体からは、詳細な情報提供に加え、国の責任において基地内のP F A S漏出に係る地下水への影響について評価等を行うことも要望されているところ、環境省の専門家会議における検討等を踏まえ、防衛省としても、関係省庁で連携しつつ、対応してまいります。

米側から情報提供を受けた漏出の内容

- 【1】漏出日時：2010年1月11日 11:39
 排出量：5～10ガロン（約19～38L）
 場所：格納庫（建物番号1503）
 基地外への流出：（報告書に直接の記載はないが、米側は、横田飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないと説明）
- 【2】漏出日時：2012年10月11日 10:30
 排出量：25ガロン（約97L）未満
 場所：倉庫（建物番号953）
 原因等：ポリエチレンドラム缶の劣化
 基地外への流出：水路・基地外への流出なし（吸着パッドを使用し除去）
- 【3】漏出日時：不明（報告日：2012年11月29日）
 排出量：約800ガロン（約3030L）
 場所：横田消防署（建物番号530）
 原因等：タンクから徐々に漏出し、コンクリート床版の間にある床の目地を通して吸収された模様
 横田消防署（建物番号530）は、横田飛行場中央部に位置（近傍の基地境界からは約0.6km離れた位置）しており、消防署の床面はコンクリートで舗装されている。
 漏出報告書によれば、当該タンクから薬剤が徐々に漏れ出た模様であり、1年以上の期間をかけて発生した可能性がある。排水路や下水道に入った形跡はない。目地を通じて同物質の一部がコンクリートに吸収され、下の土壌に入った可能性を考慮した。建物外に染みがあったものの、この染みは最終的に本事案には関連づけられなかった。
 基地外への流出：水路・基地外への流出なし
- 【4】漏出日時：2020年5月1日 15:30
 排出量：1ガロン（約4L）
 ※漏出したのは原料にPFOS等を含まない水成膜泡消火薬剤。
 場所：横田飛行場
 原因等：年次の消防車両ポンプ試験において、泡消火薬剤のバルブを開口
 基地外への流出：なし（吸着パッドを使用し除去）
- 【5】漏出日時：2020年8月26日 08:00
 排出量：25ガロン（約95L）
 ※漏出したのは原料にPFOS等を含まない水成膜泡消火薬剤。
 場所：横田飛行場
 原因等：消防車両の日々点検の際、水ではなく混合泡を散布
 基地外への流出：なし（コンクリート舗装面で発生。吸着パッドを使用し除去）
- 【6】漏出日時：2020年11月3日 14:45
 排出量：1ガロン（約4L）
 ※漏出したのは原料にPFOS等を含まない水成膜泡消火薬剤。
 場所：横田飛行場
 原因等：消防車両の封鎖された泡消火薬剤タンクの蓋部分から泡が漏出
 基地外への流出：なし（アスファルトの道路、駐車場にて発生。吸着パッドを使用し除去）

横田飛行場における泡消火薬剤の漏出について



資料85

(お知らせ)

令和5年7月25日

防 衛 省

横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について

7月21日に報道があった、2022年6月の横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について、米側に確認したところ、以下の情報が得られ、関係自治体に情報提供を行いました。

- ・2022年6月30日、配管から泡消火薬剤が漏出した。
- ・原液タンク内の泡消火薬剤は交換されており、原料にPFOS等は含まれていない。
- ・基地外への流出はなし。

令和7年6月10日
北 関 東 防 衛 局

2023年1月に発生した横田飛行場におけるPFOS及びPFOA
を含む水の漏出について

1. 今般、本件について米側から回答を得たところ、以下のとおりです。
 - ・ 2023年1月25日及び26日、横田飛行場内の売店の搬入口の消火システムにおいて、寒冷な天候状況により凍結し、破裂した加圧型配管から、PFOS及びPFOAを含む水、約250ガロンが搬入口に漏出した。
 - ・ この消火システムは、日本の設計による湿式泡消火システムであった。これらのシステムは、適切に機能するために配管内に水を必要とする。なお、漏出した水にPFOS及びPFOAが含まれていたのは、旧式の泡消火薬剤が新式の泡消火薬剤に交換された際、(旧式の泡消火剤の一部が)配管から排水されなかったためである。
 - ・ 漏出した水は、すぐ近くで封じ込められ、横田飛行場の外には流出しなかった。
 - ・ 漏出した水は全て回収され、認可された施設において焼却処分した。
 - ・ 本事案を受けた再発防止策として、横田飛行場内の他の湿式泡消火システムの配管は、凍結温度にさらされないようにするか、減圧している。
2. 防衛省としては、米側に対し、PFOS及びPFOAの適切な管理及び漏出防止の徹底を求め、引き続き、関係省庁や関係自治体と連携し、地域の皆様の不安払しょくに努めてまいります。
3. なお、本年4月30日付けで公表された米国防省の監査報告書の概要は、別紙のとおりです。

(別紙)

2025年4月30日付け米国防省の監査報告書の概要

1. PFOS及びPFOAで汚染された廃棄物の保管について

- ・ 2023年1月25日及び26日、横田飛行場において、寒冷な天候状況により、消火システムから、PFOS及びPFOAを含む水（以下「PFOS等含有水」という。）、約250ガロンが漏出した。
- ・ 当該PFOS等含有水について、第374空輸航空団は、2023年2月、横田基地内の売店裏に保管した。同航空団は、立入禁止と警告する英語と日本語の標識を掲示したが、保管されていた区域は、基地内の人間が容易にアクセス出来る場所であった。なお、保管された容器からのPFOS等含有水の漏洩は確認されなかった。
- ・ 日本環境管理基準（JEGS）には、有害廃棄物保管区域への人の無許可のアクセスを防止しなければならないと記載されているが、第374空輸航空団は、指定された有害廃棄物保管場所が満杯であり、また、指定場所の外に適切に保管するための手順が整っていなかったため、PFOS等含有水を適切に保管しなかった。
- ・ 本事案を受け、既存の有害廃棄物保管施設が満杯であった場合の有害廃棄物の保管計画の作成・実施について勧告がなされた。
- ・ なお、第374空輸航空団は、PFOS等含有水を有害廃棄物保管場所に移動させた後、同年7月7日、米国防兵站局（DLA）処分サービスを通じて処分した。

2. 低濃度PCBを含む変圧器の処分について

- ・ 第374空輸航空団は、2019年11月に発注した横田飛行場内の熱電併給プラントの新設工事に伴い解体した変電所内の低濃度PCBを含む変圧器2基を処分するため、省エネパフォーマンス契約（ESPC）による事業者と同変圧器の所有権を移譲した。
- ・ 2020年の日本環境管理基準（JEGS）では、PCB廃棄物は、米国防兵站局（DLA）処分サービスを通じて処分することとされ、JEGSの要件の適用除外には在日米軍司令官による書面での承認が必要となっているが、第374空輸航空団は、今般のPCB廃棄物の処分に当たり、所定の手続を踏まなかった。
- ・ 本事案を受け、2022年のJEGSでは、在日米軍司令官の承認を得ることなく事業者がPCB廃棄物の所有権を移譲することが禁止され、2024年のJEGSにも引き継がれている。

- ・ なお、今般のPCB廃棄物の輸送及び処分は、資格を有する事業者によって行われたことが確認された。

3 健康、生命及び安全に関する懸念事項に係る注意喚起

- ・ 2023年7月、第374空輸航空団に対し、特に以下の問題に対する注意喚起を行ったところ、当該注意喚起を受けた3つの勧告への対応は完了している。

ア 熱電併給施設の安全な運用に必要な、運用及び維持管理に関する文書がなかった。この文書がないと、第374空輸航空団は、同施設の安全な運用及び維持管理に必要な職員の配置計画や雇用が出来ず、同施設で働く職員の健康、生命及び安全に関する問題になり得た。

監査後、同航空団は、熱電併給施設の運用、維持管理、職員配属に係るすべての必要な文書を入手したことが確認された。よって、勧告への対応は完了している。

イ 第374空輸航空団には、水成膜泡消火薬剤（AFFF）の廃棄経路に係る漏出の防止及び対応計画がなかった。同航空団は、2023年1月25日及び26日に発生したAFFFを含む水の漏出を封じ込める方策を講じたものの、AFFFの廃棄経路に係る漏出の防止及び対応について書面での計画がないと、将来他の漏出が発生した場合に、同航空団が漏出対応及び清掃を適切に実施することが保証されない。（日本環境管理基準（JEGS）によれば、漏出の防止及び対応計画には、漏出の封じ込め及び清掃に係る責任、任務、手続、要員の具体的な規定が盛り込まれるべきである。）

同航空団は、2025年2月、漏出対応チーム、現場の要員、周辺環境の生命、健康及び安全を保護するためのAFFFの廃棄経路に特化した複数の分野を含む基地の漏出防止及び対応に係る計画を更新した。よって、勧告への対応は完了している。

ウ 2022年12月、第374空輸航空団は、横田飛行場内の9棟の建物におけるAFFFが含まれる消火システムを、給水機能と併せて停止した。これらの建物に給水機能を含む消火システムがないことにより、建物で勤務する又は建物を訪問する個人の健康、生命及び安全に関する問題になり得た。

影響のある建物全てで給水機能が再び始動したため、消火安全上の欠陥はもはや存在せず、危機管理計画を作成する必要はない。よって、勧告への対応は完了している。

資料 87

令和 5 年 1 月に発生した横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出及び
令和 7 年 4 月 30 日付け米国防省の監査報告書について（要請）

令和 7 年 6 月 10 日、防衛省北関東防衛局から、令和 5 年 1 月に発生した横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出及び令和 7 年 4 月 30 日付の米国防省の監査報告書について、東京都及び基地周辺自治体に情報提供があった。

令和 5 年 1 月に発生した PFOS 等を含む水の漏出事案に関しては、「漏出した水は、すぐ近くで封じ込められ、横田飛行場の外には流出しなかった」、また、「漏出した水は全て回収され、認可された施設において焼却処分した」としている。米国防省の監査報告書に関しては、同事案で発生した PFOS 等を含む水を「適切に保管しなかった」としており、また、PCB 廃棄物の処分に当たり、「所定の手続を踏まなかった」ものの、PCB 廃棄物は低濃度で、「輸送及び処分は、資格を有する事業者によって行われたことが確認された」としているほか、「注意喚起を受けた 3 つの勧告への対応は完了している」とのことである。

しかしながら、特に、令和 5 年 1 月に発生した事案について、当協議会は、これまでも事実関係を明らかにするよう繰り返し求めてきたにもかかわらず、情報提供がないまま公表や報道がなされたことや、事案発生から 2 年以上、かつ、公表後 1 か月以上経過してから都と基地周辺自治体に情報提供されたことは大変遺憾である。

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 1 本件以外に、PFOS 等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか国の責任において米軍に確認するとともに、その結果を情報提供すること。
- 2 過去の事案を含め、国の責任において、横田基地内で発生した PFOS 等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。
- 3 環境に影響を及ぼす事故を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うことを米軍に要請すること。
- 4 基地内の環境に関する情報や環境対策への対応状況など、基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うとともに、地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍から情報を収集し、速やかに回答を行うこと。

※下線部は国のみに要請

令和 7 年 6 月 11 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

防衛大臣 中谷 元 殿

北関東防衛局長 森 浩久 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
副 会 長	昭 島 市 長	白 井 伸 介
	立 川 市 長	酒 井 大 史
	福 生 市 長	加 藤 育 男
	武 蔵 村 山 市 長	山 崎 泰 大
	羽 村 市 長	橋 本 弘 山
	瑞 穂 町 長	山 崎 栄

資料88

令和6年10月30日
環 境 局

横田飛行場周辺における公共用水域のPFOS等調査結果 －全調査地点で暫定指針値を下回りました－

令和6年10月3日に北関東防衛局から、「8月30日に横田基地の消火訓練エリアから、PFOS等を含む泡消火薬剤の残留を含む水があふれ出し、施設外へ出た蓋然性が高い」との情報が提供されました。

都は、この情報を受け、都民の不安を払拭するため、速やかに横田飛行場周辺の公共用水域の水質調査を実施し、このたび測定結果がまとまりましたので、お知らせします。

全ての調査地点の測定結果は、国が定める暫定指針値（PFOS及びPFOAの合計値で50 ng/L）を下回っていました。

○測定結果（令和6年10月7日（月曜日）採水）

（単位：ng/L）

調査地点	PFOS等 (PFOS+PFOA)	PFOS	PFOA
下の川(福生市・福生南公園付近)	11	6.1	5.0
残堀川(立川市・新残堀橋付近)	9.4	4.9	4.5
残堀川(立川市・立川橋)	25	16	8.8

※有効数字2桁で表示

【問合せ先】

本調査に関すること

環境局自然環境部水環境課

電話 03-5388-3547

資料89

(お知らせ)

令和6年11月19日
北 関 東 防 衛 局

横田飛行場南西部の排水口付近における水質分析結果について

8月30日に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからのP F O S等を含む水の漏出事案に関して、北関東防衛局において、同飛行場南西部の排水口付近において水質の調査を行いました。P F O S及びP F O Aの含有量に関する分析結果は別紙のとおりです。

防衛省としては、引き続き、在日米軍、関係省庁及び関係自治体と連携し、適切に対応してまいります。

(別紙)

1. 分析結果

(単位：ng/L)

採水日	P F O S	P F O A	合算値
令和 6 年 1 1 月 5 日	1 9	9 . 2	2 8

※ 1 数値は端数処理の関係で整合しない場合がある。

※ 2 水環境中の指針値（暫定）は、P F O S 及び P F O A の合算値で 5 0 ng/L。

なお、水環境中の指針値（暫定）は、人が生涯にわたり連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮して、環境省において設定したものである。

2. 採水位置図



出典：国土地理院空中写真を加工して使用

資料 90

横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出等について（要請）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、北関東防衛局から令和 6 年 10 月 3 日に連絡のあった横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出について、国に対して、10 月 4 日の要請に引き続き、同月 17 日及び 30 日に、国の責任において周辺環境への影響や米軍の取組を確認することなどを要請した。

これを受け、国からは、11 月 19 日に、横田飛行場の南西部にある排水口付近において採取した水の水質検査の結果、PFOS 及び PF0A の合計値が暫定指針値を下回っていたことが示された。また、横田飛行場においては、PFOS 等を含む旧式の泡消火薬剤の廃棄を本年 5 月末までに完了しており、置き換えられた新式組成の泡消火薬剤については、原料に PFOS、PF0A 及び PFHxS のいずれも含まれていない旨、米側から説明を受けたとの追加情報が提供された。

しかしながら、漏出から 2 か月以上が経過しているにも関わらず、基地内における漏出の状況や流出ルートの詳細、貯水池に溜まっている水の現在の状況や処分の実施状況、包括的かつ長期的な対応策の具体的内容などは示されていない。

PFOS 等については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払しょくする必要がある。そのためには、国の責任により、環境への影響や再発防止策の実施等を含めた米軍の取組状況を確認するとともに、国と米軍が連携して、東京都及び基地周辺自治体に、詳細かつ、わかりやすく伝えることが必要である。

また、過去の泡消火薬剤の漏出については、令和 5 年 12 月 9 日以降新たな情報提供がなく、こうしたことは基地周辺住民の不信を招くものであり、極めて遺憾である。

貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 1 国の責任において、貯水池の水が漏出した状況、貯水池の現況や水質、公共用水域等の環境への影響、再発防止対策等の詳細な情報について確認するとともに、東京都及び基地周辺自治体に現地で直接説明するよう、米軍に要請すること。
- 2 国の責任において、基地内で発生した PFOS 等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに必要な対応を行うこと。
- 3 令和 5 年 11 月 3 日の沖縄タイムスの記事にあった PFOS 等の漏出の有無を明らかにするとともに、事実関係についての詳細な情報を東京都及び基地周辺自治体に速やかに提供するよう、米軍に要請すること。

※下線部は国のみに要請

令和 6 年 11 月 20 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

防衛大臣 中谷 元 殿

北関東防衛局長 森 浩久 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

副 会 長 福 生 市 長 加 藤 育 男

立 川 市 長 酒 井 大 史

昭 島 市 長 臼 井 伸 介

武 蔵 村 山 市 長 山 崎 泰 大

羽 村 市 長 橋 本 弘 山

瑞 穂 町 長 杉 浦 裕 之

資料91

(お 知 ら せ)

令和 6 年 1 2 月 2 0 日
防衛省・外務省・環境省

横田飛行場への立入りについて

1 0 月 3 日に米側から通報を受けた、横田飛行場における P F O S 等を含む水の漏出について、1 1 月 2 0 日に関係自治体から提出された要請書も踏まえ、関係省庁と連携し米側と調整を行ってきたところ、本日 9 時から 1 0 時の間、国（防衛省、外務省、環境省）、東京都及び周辺市町（福生市、立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）が横田飛行場への立入りを実施し、消火訓練エリア周辺を視察するとともに、米側から説明を受けました。

説明概要については、別紙のとおりです。

米側からの説明概要（12月20日）

- 令和6年8月30日、短時間に降った豪雨により、横田飛行場の消火訓練エリアからP F O S等を含む水が雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高いと考え、10月3日に日本側に通報した。
- 豪雨により約12,600 ガロンが漏出したが、漏出の状況は土木工事部隊が目視により確認した。水は消火訓練エリアの訓練ピットから漏出し、訓練ピットを囲むアスファルトから周囲の側溝へ流れ、地下の排水管へと流れ出た。また、貯水池の水がアスファルトの表面まで風で吹き飛ばされた可能性がある。ただし、雨水排水溝を通らずに基地外へ流れた可能性は限りなく低い。
- コンクリート製の側溝に流れ出た水は、地下の雨水排水管へと流れ、基地を南下し、最終的には横田飛行場南西部に流れた。
- 事案発生後、短期的な再発防止策として、10月末までに約4万ガロン（約15万1千L）の水を抜き取り、認可された施設において焼却処分した。
- 現在の貯水池の水位を考慮すると、冬を迎え、今後しばらくは降雨が少ない季節であり、漏出のおそれは低い。
- 残存している水については適切に管理する。新たな決定がなされた際には日本政府を通じ情報提供したい。
- 貯水池のP F O S等の値は、昨年11月の調査時に1,620ng/L。それ以降、P F O S等が貯水池に追加されるような消火訓練等は実施していないが、依然として濃度は日本政府の暫定目標値の50ng/Lを超えていると認識している。このように貯水池の数値に大きな変更が見込まれず、本日はサンプル採取は行わない。

以 上

資料92

(お 知 ら せ)

令和7年2月21日
防 衛 省

横田飛行場への立入り時の質問事項について

令和6年10月3日に米側から通報を受けた、横田飛行場におけるPFOS等を含む水の漏出について、同年12月20日、国（防衛省、外務省、環境省）、東京都及び周辺市町（福生市、立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）が横田飛行場への立入りを実施しました。

その際の米側への質問事項について、別紙のとおり回答がありましたのでお知らせいたします。

防衛省としては、引き続き、米側に対して恒久的な再発防止策等について確認しているところであり、米側から情報が得られましたら、速やかに関係自治体へ情報提供できるよう努めてまいります。

米側への質問事項と回答

問1 漏出したとされる「約 12,600 ガロン」という数字はどのように計算したのか。

(回答)

消火訓練エリアから漏出した水の量として米側が示した約 1 万 2,600 ガロン(約 4 万 8 千リットル)という数字は、昨年 8 月 30 日に横田飛行場の土木工事事務局が目視した訓練ピットから漏出した水の状況を踏まえ、見立てたものである。

問2 消火訓練エリアの訓練ピットの縁の高さと貯水池の縁の高さとに差はあるのか。

(回答)

貯水池の縁よりも訓練ピットの縁の高さの方が高い。

訓練ピットの水は、貯水池と接続する地下の配管を通じて重力により貯水池に排出されるように設計されている。しかし、昨年 8 月 30 日は、大量の雨の影響により訓練ピットに大量の水が短時間に流れ込んだため、同ピットから貯水池への排出が間に合わず、同ピットに滞留した水が同ピットを囲むアスファルト上に漏出したものである。

問3 今後の水の除去に係る方法と時期を含め、具体的な再発防止策について教えていただきたい。

(回答)

横田飛行場では、短期的な再発防止策として、2024 年 10 月末までに約 4 万ガロン(約 15 万 1 千リットル)の水を抜き取り、認可された施設において焼却処分した。

現在の水位を考慮すると、今後しばらく降雨が少ない季節であり、漏出のおそれは低いと考える。中長期的な対策として、横田飛行場では、貯水池の水を処理するための問題解決に取り組んでいる。

問4 排水経路、漏出場所である消火訓練エリアの貯水池及び訓練ピットのそれぞれの位置を図示した図面を共有いただきたい。

(回答)

横田飛行場の土木工事事務局は、流出経路の点検を行ったが、それ以上の詳細については、横田飛行場の内部オペレーションに関連しているため、提供することはできない。

問5 漏出発生時、消火訓練エリアのアスファルト上は冠水していたのか。冠水していた場合、その水位はどの程度だったか。また、漏出の数日後に現地の状況を確認されたと思うが、それは何日後か、またその際の訓練ピット内の水位はどの程度だったか。

(回答)

消火訓練エリアから漏出した水の量として米側が示した約 1 万 2,600 ガロン(約 4 万 8 千リットル)という数字は、昨年 8 月 30 日に横田飛行場の土木工事事務局が目視した訓練ピットから漏出した水の状況を踏まえ、見立てたものであり、これ以上の具体的な内容を示すことは差し控える。

なお、現時点で、訓練ピットの内部にいくらかの水が残存している。

問6 貯水池及び消火訓練エリアの訓練ピットの貯水容量について教えていただきたい。今回の説明の中で「10月末までに約4万ガロン（約15万1千L）の水を抜き取り焼却処分した」としているが、その上で、PFOS等を含む水はどの程度の量が残存しているのか。

（回答）

消火訓練エリアの貯水池の貯水容量は約29万ガロン（約110万リットル）であり、2024年10月末までに貯水池から約4万ガロン（15万1千リットル）の水が抜き取られている。

消火訓練エリアは、訓練ピットに溜まった水が接続する配管を通じて重力により貯水池に排出されるように設計されている。そのような設計のため、訓練ピットには「貯水容量」なるものはない。

問7 貯水池と消火訓練エリアの訓練ピットは相互に繋がっているのか。

（回答）

訓練ピットと貯水池とは、地下の配管により接続されており、訓練ピットに溜まった水が重力により貯水池に流入するようになっている。

問8 消火訓練エリアの訓練ピットは、浸透しない構造となっているか。

（回答）

訓練ピットにも貯水池にも、地下への水の浸入を防ぐために、水を通さないシートが敷設されている。

問9 これまで処理した4万ガロンの水の処分に係る産業廃棄物管理票の写しをいただきたい、もしくは具体的な処理方法として、汲み上げ方法、運搬方法、処分場の場所及び焼却処分方法について教えていただきたい。

（回答）

水はポンプで汲み上げられ、認可された業者により、認可された処分施設へ焼却処分のために運ばれた。契約の詳細については、開示できない。

問10 消火訓練エリアの範囲はどこからどこまでか。

（回答）

消火訓練エリアは、構造消火訓練機、車両救難訓練機、航空機救難訓練施設（訓練ピット及び大きな練習航空機）並びに関連する貯水池を含む幾つかの訓練施設からなる大きな「複合施設」である。

問11 消火訓練エリアにおけるドレインシステム（側溝）において、土砂撤去等のメンテナンスは定期的に行われているのか。

（回答）

雨水排水路については目視点検を実施し、土砂や障害物がないことを確認するとともに、大雨時には横田飛行場の隊員が車両にて雨水排水路を点検し、障害物がないことを確認している。

以 上

資料93

【情報提供内容】

横田飛行場における PFOS 等を含む水の米側による処理について

- 昨（令和6）年8月30日に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからのPFOS及びPFOAを含む水の漏出事案に関し、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示されたのでお知らせいたします。
- 米側からは、
 - ・ 貯水池の残水はPFOS及びPFOAを除去する効果がある粒状活性炭フィルターを用いて浄化処理し、サンプル採取により同フィルターの効果を確認したうえで、浄化後の水は雨水排水路へ放流される
 - ・ 同フィルターの仕様は、2022年10月に厚木海軍飛行場の調整池のPFOS及びPFOAを含む水を処理したのと同じである。当時、同フィルターは、調整池の濃度910ng/LのPFOS及びPFOAを浄化後に平均4.7ng/Lの値にまで低減させており、その除去効率は99.5%であった
 - ・ 横田飛行場は、現在、消火訓練施設で同フィルターを稼働させるための最終段階に入っている
 - ・ 消火訓練施設を継続して使用するか、消火訓練を別の場所で行うかについては、最終決定されていない。最終決定されるまで、空になった貯水池は、今後貯水池内に水が溜まらないよう、暫定措置として土で埋め立てられる
 - ・ 梅雨の時期が近づく中、本件にスピード感を持って取り組んでいるとの説明を受けております。
- 防衛省としては、低減されたPFOS及びPFOAの濃度を確認するため、環境補足協定に基づき、地元自治体の皆様方と横田飛行場へ立入り、浄化処理後の水のサンプル採取を行うことを米側に要請する。浄化後のPFOS及びPFOAの濃度の合算値が50ng/L（暫定目標値。令和8年4月以降、水道水については基準値にする予定）を下回っていれば、当該放流は許容されるものと環境省の確認を得ております。

横田飛行場における PFOS 等を含む水の米側による処理について（要請）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、令和 6 年 8 月に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからの PFOS 等を含む水の漏出事案に関し、国と米軍に対して、令和 7 年 2 月 21 日に、具体的な再発防止策や残存している水の処分時期などについて、早急に情報提供をすることなどを要請した。

これを受け、令和 7 年 4 月 16 日、北関東防衛局より、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示され、貯水池の残水は粒状活性炭フィルターを用いて浄化処理し、浄化後の水は雨水排水路へ放流される、などと説明を受けている、との情報提供があった。

PFOS 等については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払しょくする必要がある。そのため、貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 1 今回の再発防止策及び処理方法の詳細について、都、基地周辺自治体及び関係する自治体への情報提供などを速やかに行い、住民の不安の解消に取り組むよう、米軍に要請すること。
- 2 環境補足協定に基づく国、都及び基地周辺自治体の横田飛行場への立入り、国によるサンプル採取について、米側と速やかに調整すること。
- 3 浄化処理後の水は、放流前に PFOS 等の濃度の低減を確認の上、放流するよう、米軍に要請すること。また、国においても濃度の低減を確認すること。
- 4 放流時には、国の責任において、放流先の河川等の PFOS 等の濃度を測定し、結果を速やかに公表すること。
- 5 処理装置の能力を確保するために維持管理を適切に行うとともに、使用済みの粒状活性炭フィルターについては適切に処分し、その処分方法についても情報提供するよう、米軍に要請すること。
- 6 貯水池を埋め立てる際には、埋立て前に泥の回収や貯水池の洗浄をするなど、適切に処置するよう、米軍に要請すること。

※下線部は国のみに要請

令和 7 年 4 月 17 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

防衛大臣 中谷 元 殿

北関東防衛局長 森 浩久 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百合子
副会長	昭島市長	臼井	伸介
	立川市長	酒井	大史
	福生市長	加藤	育男
	武蔵村山市長	山崎	泰大
	羽村市長	橋本	弘山
	瑞穂町長	杉浦	裕之

資料95

（お知らせ）

令和 7 年 5 月 1 4 日
防衛省・外務省・環境省

環境補足協定に基づく横田飛行場への立入りについて

横田飛行場における P F O S 及び P F O A を含む貯水池の残水の処理に関し、本日、国及び関係自治体は、環境補足協定に基づき、横田飛行場に立ち入り、浄化後の水のサンプルを採取するとともに、米側からの説明を聴取したところ、米側からの説明の概要は別紙のとおりです。

今後の対応については、関係自治体の御要請やサンプル分析の結果も踏まえつつ、米側との間で確認でき次第、速やかに関係自治体の皆様に対して丁寧な御説明してまいります。

(別紙)

横田飛行場への立入り時の米側説明の概要

- ・ 現在、貯水池には約30万ガロン（約114万リットル）の水が、また、消火訓練施設には約10万ガロン（約38万リットル）の水が残っており、粒状活性炭フィルター（略称：GAC）2基を用いて浄化する予定。
- ・ 各GACには、2千 kilograms の活性炭が充填されており、発電機とポンプを使って水を取り込み、毎分70～80ガロン（約265～303リットル）、1日当たり8～10時間稼働させ、10稼働日程度かけ水を浄化する。
- ・ 横田飛行場の水質技術者は、稼働時間中、流量を継続的に監視・記録する。
- ・ 貯水池の水に含まれる浄化前のPFOS及びPFOAの合算値は、約1,240 ng/Lである。米側としては、GACにより、50 ng/L未満（理想的には検出下限値）にまで低下すると予想している。
- ・ GACから排出された水のサンプル分析の結果が、50 ng/L未満であると確認された際には、隣接する雨水排水路に放流され、最終的には基地南西部から流れ出る。
- ・ 浄化作業完了後、活性炭は、GACから取り除かれ、容器に封入される。廃棄する活性炭は、サンプル採取された上で焼却処分される。
- ・ 貯水池及び消火訓練施設から全ての水が取り除かれた後、両区域の接続部分は切り離され、閉栓される。その後、両区域は、雨水の集積を防ぐため、土で埋め立てられる。

以 上

資料96

(お知らせ)

令和 7 年 5 月 3 0 日
防衛省・外務省・環境省

横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における
浄化後の水サンプルの分析結果について

1. 横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における残水に関し、粒状活性炭フィルターによる浄化後のPFOS及びPFOAの濃度を確認するため、令和7年5月14日、環境補足協定に基づき、国及び関係自治体が横田飛行場に立ち入りサンプル採取を行ったところ、今般、分析結果が判明しましたので、下記のとおりお知らせします。
2. 分析の結果、防衛省、東京都及び在日米軍の全てのサンプルにおいて、浄化後の水に含まれるPFOS及びPFOAの濃度の合算値が1リットル当たり50ng（ナノグラム）（※）を大幅に下回ることが確認されたため、米側の準備が整い次第、浄化後の水は、順次、雨水排水路に放流される予定です。

※ 人が一生涯にわたって摂取し続けても健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定された、公共用水域・地下水における指針値（暫定）及び水道水における暫定目標値に共通の値。水道水については、令和8年4月以降、基準値となる予定。

記

1 分析結果（令和7年5月14日採水）

	PFOS	PFOA
防衛省	2ng/L 未満	2ng/L 未満
東京都	2ng/L 未満	2ng/L 未満
在日米軍	4ng/L	2ng/L 未満

2 採水場所



資料97

(お知らせ)

令和7年7月14日
北 関 東 防 衛 局

横田飛行場外における水質調査結果について

横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設におけるPFOS及びPFOAを含む水は、粒状活性炭フィルターを用いて浄化した上で、5月30日に放流が開始され、6月17日に放流が完了したところです。

当該放流に伴い、横田飛行場外の公共用水域におけるPFOS及びPFOAの濃度を確認するため、当局において、以下のとおり水質調査を実施したところ、分析結果は別紙のとおりです。

1. 調査日：5月29日（放流前）
6月2日（放流開始後）
6月10日（放流完了前）
6月26日（放流完了後）
2. 調査場所：①横田飛行場南西部の排水口付近
②下の川（福生南公園付近）

(別紙)

1. 水質調査の結果

(単位：ng/L)

採水日		横田飛行場南西部 排水口付近	下の川 (福生南公園付近)
令和7年5月29日 (放流前)	P F O S	0. 3	7. 2
	P F O A	1 2	4. 4
	合算値	1 3	1 1
令和7年6月 2日 (放流開始後)	P F O S	8. 9	6. 7
	P F O A	1. 6	4. 3
	合算値	1 0	1 1
令和7年6月10日 (放流完了前)	P F O S	2 1	7. 2
	P F O A	8. 3	4. 7
	合算値	3 0	1 2
令和7年6月26日 (放流完了後)	P F O S	2 5	5. 9
	P F O A	3. 5	4. 2
	合算値	2 8	1 0

※1 数値は端数処理の関係で整合しない場合がある。

※2 公共用水域・地下水における指針値及び水道水における暫定目標値（令和8年4月1日より水道水質基準値）は、P F O S及びP F O Aの合算値で5 0ng/L。

2. 採水場所



資料98

令和7年7月14日
環境局
都市整備局

横田飛行場周辺における公共用水域のPFOS等分析結果について

横田飛行場の貯水池等におけるPFOS等を含む水は、粒状活性炭フィルターを用いて浄化した上で、令和7年5月30日に雨水排水路に放流が開始され、6月17日に放流が完了しました。

都は、都民の不安を払拭するため、横田飛行場周辺の公共用水域において水質調査を実施し、分析結果がまとまりましたのでお知らせします。

また、防衛省も公共用水域における水質調査を実施しており、その分析結果等については、別添のとおり防衛省北関東防衛局のホームページに公表されましたので、併せてお知らせします。

1 調査地点 下の川（福生市・福生南公園付近）

2 分析結果 (単位 ng/L)

採水日	PFOS等 (PFOS+PFOA)	PFOS	PFOA
5月29日（放流前）	7.4	4.2	3.2
6月2日（放流開始後）	8.5	4.6	3.8
6月11日（放流完了前）	11	7.4	4.2
6月27日（放流完了後）	6.3	3.4	2.8
指針値	50	—	—

※有効数字2桁で表示

※小数点の端数処理の関係で合計値が合わない場合があります

問合せ先 （都による分析結果について） 環境局 自然環境部 水環境課 （直通）03-5388-3547	（都による分析結果以外の事項について） 都市整備局 基地対策部 基地対策担当 （直通）03-5388-2146
--	---

令和7年8月20日
北 関 東 防 衛 局

横田飛行場におけるP F O S及びP F O Aを含む水の
浄化及び放流後の米側対応について

横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設におけるP F O S及びP F O Aを含む水の浄化及び放流後の対応に関し、今般、米側から以下のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

- ・ 粒状活性炭フィルターは、5月30日から6月17日まで稼働し、浄化・放流された水の量は約35万ガロン（約132万リットル）であった
- ・ 浄化に用いた粒状活性炭フィルター内の活性炭は、日本環境管理基準（JEGS）に従い、日本国内の処理施設で適切に処分される
- ・ 空になった貯水池は土で埋め立てられた
- ・ 消火訓練施設は土で埋め立てられ、アスファルトで覆われた

以 上

